

新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（令和2年8月17日～8月23日）

1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

(1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
中国	57	1,006	1,063
ベトナム	75	286	361
韓国	21	198	219
米国	66	138	204
インド	10	171	181
タイ	112	59	171
フィリピン	25	135	160
台湾	7	128	135
パキスタン	3	127	130
ネパール	1	104	105
その他	100	753	853
合計	477	3,105	3,582

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	1	25	26
	経営・管理	2	118	120
	技術・人文知識・国際業務	15	371	386
	企業内転勤	4	21	25
	介護	0	0	0
	特定技能	0	20	20
	技能実習	59	32	91
	短期滞在	153	0	153
	留学	0	628	628
	研修	0	0	0
	家族滞在	6	413	419
その他	82	309	391	
小計	322	1,937	2,259	
入管法 別表第2	永住者	0	786	786
	日本人の配偶者等	114	155	269
	永住者の配偶者等	21	62	83
	定住者	20	165	185
	小計	155	1,168	1,323
合計	477	3,105	3,582	

注意

1. 特段の事情による入国者には「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）の1に基づく入国及び、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したものが含まれる。
2. 「中国」には香港、マカオを含む。
3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である（以下同じ）。
4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である（以下同じ）。
5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である（以下同じ）。

(2) (1)のうち、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
タイ	94	6	100
ベトナム	52	8	60
合計	146	14	160

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	0	0	0
	経営・管理	0	2	2
	技術・人文知識・国際業務	13	5	18
	企業内転勤	3	1	4
	介護	0	0	0
	特定技能	0	3	3
	技能実習	57	3	60
	短期滞在	73	0	73
	研修	0	0	0
特定活動	0	0	0	
合計	146	14	160	

注:「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国

(3) 乗員上陸許可者数

米国	1,587
フィリピン	906
インドネシア	236
インド	209
オランダ	154
ウクライナ	122
中国	117
カナダ	115
ロシア	111
フランス	97
その他	849
合計	4,503

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
0	10	10